

# 1 県内の患者の状況

(1) 検査陽性者の状況 (令和3年5月6日 24時現在)

(単位：人)

陽性者数 (累積)	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症			入院調整					
33,860	752	654	98	379	1,840	1,543	1,743	325	725	28,096
+281	+18	+8	+10	△ 36	△ 95	△ 288	+21	+13	+4	+356

※下段は前日比

[検査内訳]

(単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	106,141		106,141	10,377
	+303		+303	+121
民間検査機関等 (医療機関等)	214,100	74,614	288,714	23,483
	+1493	+495	+1988	+160
合計	320,241	74,614	394,855	33,860
	+1796	+495	+2291	+281

※医療機関等からの報告により集計

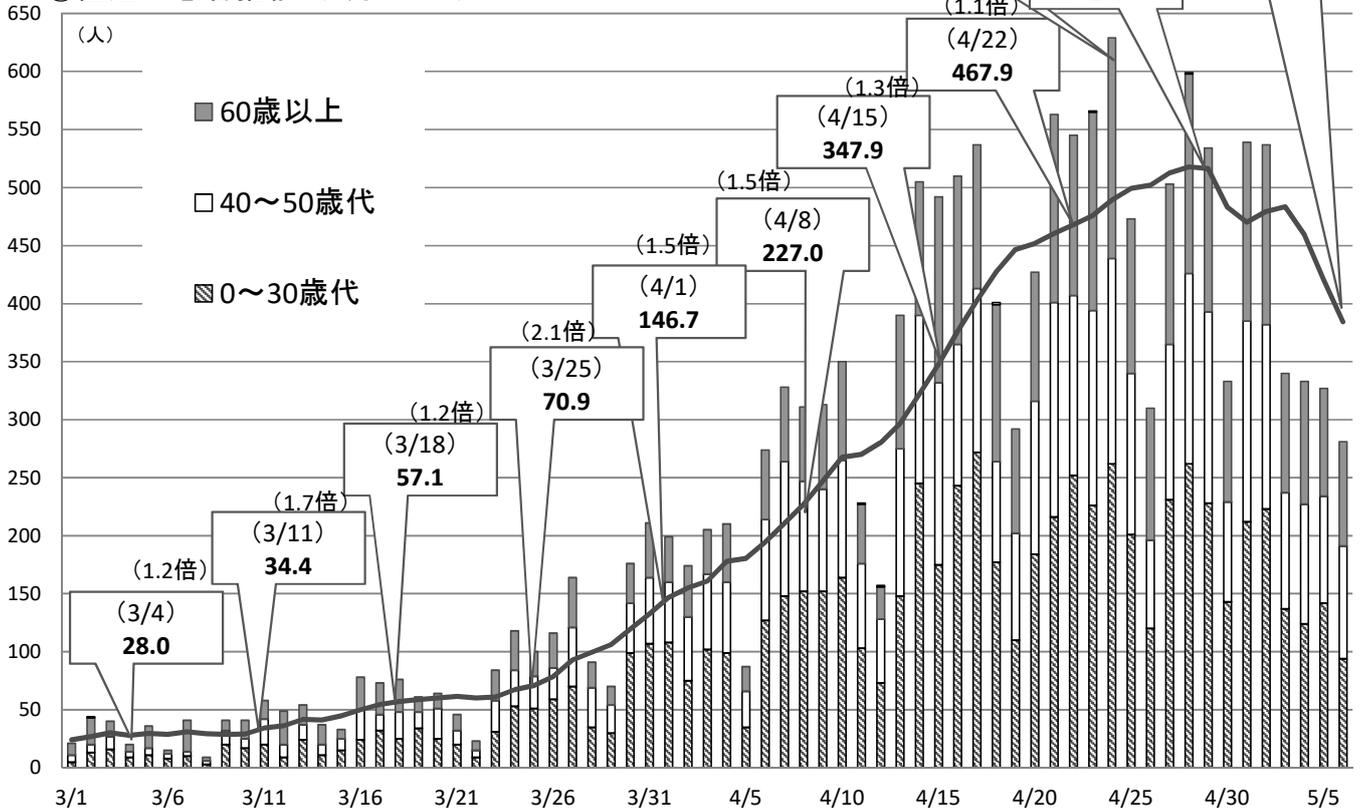
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	935	752	183	80.4%
うち重症対応	118	98	20	83.0%
宿泊	1165	379	786	32.5%
合計	2,100	1,131	969	53.8%

(2) 3月1日から5月6日に発生した患者の状況 (15,892人)

①直近の患者推移 (3月1日～)



### (3) 患者の属性等

#### ① 男女別患者数

区分	3/1~5/6		4/30~5/6	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	7,985	50.2	1,269	47.2
女性	7,907	49.8	1,421	52.8
合計	15,892	100	2,690	100

#### ② 年齢別患者数

区分	3/1~5/6		4/30~5/6	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	599	3.8	96	3.6
10代	1,572	9.9	264	9.8
20代	2,774	17.5	413	15.4
30代	1,932	12.2	302	11.2
小計	6,877	43.3	1,075	40.0
40代	2,277	14.3	386	14.3
50代	2,344	14.7	424	15.8
小計	4,621	29.1	810	30.1
60代	1,504	9.5	256	9.5
70代	1,413	8.9	240	8.9
80代	1,042	6.6	212	7.9
90代以上	435	2.7	97	3.6
小計	4,394	27.6	805	29.9
合計	15,892	100	2,690	100

#### ③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1~5/6		4/30~5/6		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	358	2.3	68	2.5	71.9
伊丹	972	6.1	180	6.7	47.2
宝塚	1,035	6.5	141	5.2	42.1
加古川	702	4.4	140	5.2	33.8
加東	580	3.6	105	3.9	39.7
中播磨	48	0.3	9	0.3	21.9
龍野	234	1.5	53	2.0	33.5
赤穂	121	0.8	33	1.2	37.2
豊岡	30	0.2	0	0.0	0.0
朝来	22	0.1	0	0.0	0.0
丹波	89	0.6	6	0.2	5.9
洲本	186	1.2	17	0.6	13.4
小計	4,377	27.5	752	28.0	-
神戸市	6,509	41.0	1,112	41.3	73.1
姫路市	858	5.4	186	6.9	35.1
尼崎市	1,604	10.1	209	7.8	46.2
西宮市	1,567	9.9	296	11.0	60.7
明石市	977	6.1	135	5.0	45.0
小計	11,515	72.5	1,938	72.0	-
合計	15,892	100	2,690	100	49.2

#### ④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1~5/6		4/30~5/6	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	126	1.6	17	1.2
	家庭	4,436	55.4	877	60.9
	職場・施設・学校等	1,320	16.5	287	19.9
	友人の集まり、談話等	571	7.1	58	4.0
	クラスター	1,362	17.0	169	11.7
	医療機関・施術所	(249)	(3.1)	(32)	(2.2)
	高齢者福祉施設等	(659)	(8.2)	(113)	(7.8)
	学校・園	(235)	(2.9)	(11)	(0.8)
	飲食店	(18)	(0.2)	(0)	(0.0)
	職場	(178)	(2.2)	(9)	(0.6)
	その他	(23)	(0.3)	(4)	(0.3)
	その他	131	1.6	27	1.9
	小計	7,946	99.3	1,435	99.7
県外	飲食店	7	0.1	0	0.0
	職場・施設・学校等	18	0.2	3	0.2
	友人の集まり、談話等	13	0.2	2	0.1
	その他	22	0.3	0	0.0
小計	60	0.7	5	0.3	
合計		8,006	100.0	1,440	100.0
調査中		7,228		1,250	
不明		658			
総計		15,892		2,690	

### 3 5月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（5月6日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	尼崎	医療機関	11	8	3	5月1日	
	明石	医療機関	①	11	7	4	4月25日
			②	8	2	6	5月2日
	計		3ヶ所	30	17	13	
		内5月以降新規分	2ヶ所	19	10	9	
福祉施設	神戸	介護関係施設	①	35	22	13	4月19日
			②	12	8	4	4月20日
			③	26	22	4	4月21日
	姫路	特別養護老人ホーム	①	8	7	1	4月28日
			②	14	10	4	4月29日
			③	5	3	2	4月29日
	尼崎	介護保険サービス事業所	①	45	34	11	4月13日
			②	11	7	4	4月15日
			③	10	8	2	5月1日
			④	11	7	4	4月19日
	宝塚	高齢者福祉施設	①	23	13	10	4月16日
			②	31	16	15	4月25日
	加東	介護老人保健施設		17	13	4	5月2日
	龍野	介護関係施設	①	16	11	5	5月3日
②			5	3	2	5月5日	
計		15ヶ所	269	184	85		
		内5月以降新規分	4ヶ所	48	35	13	
学校等	神戸	小学校	7	6	1	4月21日	
	明石	高等学校	18	18	0	4月26日	
	加東	高等学校	7	7	0	5月2日	
	計		3ヶ所	32	31	1	
		内5月以降新規分	1ヶ所	7	7	0	
その他	芦屋	兵庫県警察学校	91	0	91	4月14日	
	加古川	播磨社会復帰促進センター	10	7	3	4月30日	
	計		2ヶ所	101	7	94	
		内5月以降新規分	0ヶ所	0	0	0	
合計		23ヶ所	432	239	193		
		内5月以降新規分	7ヶ所	74	52	22	

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

類型	発生件数	陽性者数
医療機関	58	2,046
福祉施設	95	1,820
事業所	22	257
学校	49	526
飲食店	12	101
その他	12	218
合計	248	4,968

## 4 国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 <sup>注2</sup>			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合	
	入院医療		重症者用病床					
<b>ステージⅢ</b> 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>	入院率 <b>40%以下</b>	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>20人以上</b>	<b>5%</b>	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>15人以上</b>	<b>50%</b>	
<b>ステージⅣ</b> 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>	入院率 <b>25%以下</b>	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>30人以上</b>	<b>10%</b>	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>25人以上</b>	<b>50%</b>	
<b>兵庫県 (5月6日)</b>	<b>80.4%</b>	<b>15.0%</b>	<b>83.0%</b>	<b>92.1人</b>	<b>16.4%</b>	<b>49.2人</b>	<b>44.5%</b>	
<b>備考</b>	入院者数 752人 確保病床数 935床	入院者数 752人 全療養者数 5039人	入院者数(重症) 98人 確保病床数(重症) 118床	全療養者数 5039人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 2690人 検査数(直近1週間) 16331件	患者数(直近1週間) 2690人 人口 5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間) 1199人 患者数(直近1週間) 2690人	

#### 4-2 国の新たな感染状況のステージの指標

単位	医療提供体制の負荷			感染の状況				新規患者数 (人)	1日当たり検査件数 (件)	直近1週間とその前1週間の比
	①医療の逼迫具合		②療養者数	③陽性者数/PCR等検査件数(週間)	④直近1週間の陽性者数	⑤感染経路不明の者の割合(週間)				
	入院医療 確保病床使用率	入院率					重症者用病床 確保病床使用率			
ステージⅢ指標	20%	40%	20%	人口10万人対 20	% 5%	人口10万人対 15	% 50%			
ステージⅣ指標	50%	25%	50%	人口10万人対 30	% 10%	人口10万人対 25	% 50%			
4月16日	79.3	18.1	67.2	67.5	13.5	48.1	50.4	510	2,984	1.52
4月17日	80.0	17.0	68.9	72.7	14.3	51.5	47.4	537	2,225	1.50
4月18日	79.6	17.0	69.8	72.0	15.4	54.7	47.5	401	2,379	1.58
4月19日	82.1	17.3	69.8	73.1	15.2	57.2	47.5	292	3,849	1.59
4月20日	82.5	16.8	76.7	75.8	15.5	57.8	47.9	427	2,934	1.52
4月21日	84.2	17.8	75.0	72.9	15.5	58.9	49.2	563	3,302	1.42
4月22日	85.1	17.2	75.8	76.0	15.2	59.9	49.3	545	3,777	1.34
4月23日	77.8	16.7	75.4	79.8	15.1	60.9	50.3	566	3,492	1.26
4月24日	77.9	16.2	75.4	82.5	15.1	62.6	51.5	629	2,803	1.21
4月25日	77.6	16.1	76.2	82.7	15.2	63.9	50.7	473	2,764	1.16
4月26日	78.1	16.1	78.8	83.3	15.3	64.2	50.4	310	3,869	1.12
4月27日	78.2	15.6	78.8	86.0	15.0	65.6	50.2	503	3,864	1.13
4月28日	79.3	15.3	76.2	89.0	14.8	66.3	50.0	599	3,763	1.12
4月29日	78.9	15.4	77.1	88.2	15.7	66.1	50.3	534	2,423	1.10
4月30日	79.2	15.5	79.6	87.7	15.0	61.8	48.3	333	2,938	1.01
5月1日	79.4	15.4	80.5	88.5	14.8	60.2	48.5	539	2,580	0.96
5月2日	80.1	14.9	74.5	92.3	15.3	61.3	49.8	537	2,399	0.95
5月3日	79.6	15.0	72.0	90.9	17.0	61.9	49.8	340	1,908	0.96
5月4日	78.7	14.8	71.1	91.0	17.8	58.8	48.0	333	2,033	0.89
5月5日	78.5	14.4	74.5	93.6	17.8	53.8	45.6	327	2,182	0.81
5月6日	80.4	15.0	83.0	92.1	16.4	49.2	44.5	281	2,291	0.74

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

## 5 陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/30～5/6)	人口10万人 あたり人数	前週比
兵庫県	2,690	② 49.2	0.74

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/30～5/6)	人口10万人 あたり人数	前週比	
全 国	33,682	26.6	0.95	
緊急事態宣言区域	東京都	5,156	37.0	0.94
	大阪府	6,508	① 73.8	0.82
	京都府	905	35.0	0.94
	愛知県(12日～)	2,075	27.4	☆ 1.01
	福岡県(12日～)	2,194	③ 42.9	☆ 1.04
まん延防止重点措置区域	北海道(9日～)	1,541	29.3	☆ 1.35
	埼玉県	1,399	19.0	0.98
	千葉県	973	15.5	1.02
	神奈川県	1,574	17.1	1.01
	岐阜県(9日～)	433	21.7	☆ 1.23
	三重県(9日～)	277	15.5	0.76
	愛媛県	138	10.3	0.59
	沖縄県	413	28.4	0.76

## 入院医療体制の強化について

### 1 病床の確保

新たな病床確保計画に対応するため、1,000床程度の確保を目指し、各医療機関に対し要請（4月23日）した結果、現時点で1,030床（+95床）を確保した。

新たに確保した95床について、順次運用を進めるとともに、引き続き、各圏域において、救急対応など医療機関の役割分担等について関係者による検討を行い、今冬の2倍相当を想定した体制の構築（1,200床程度）を目指す。

区分	現行	拡充後	差引
病床数	935床	1,030床	+95床
重症	118床	124床	+6床
中等症2	430床	459床	+29床
中等症1	200床	226床	+26床
軽症	187床	221床	+34床

〔拡充病床の内訳〕

- ・既協力病院：18病院78床（公立公的11病院57床、民間7病院21床）
- ・新規協力病院：5病院17床（公立公的1病院7床、民間4病院10床）

### 2 宿泊療養体制の強化

#### (1) 現況（令和3年5月6日現在）

所在地		神戸	西宮	姫路	計	
運用 状況	施設数	5	1	2	8	
	室数	626	200	339	1,165	
医療 ケア	医師 派遣	施設数	1	1	1	3
		実施時期	R3.5.1～	R3.1.23～	R3.4.1～	—
	酸素 吸入	施設数	5	1	2	8
		設置台数	28	10	12	50

#### (2) 今後の取組

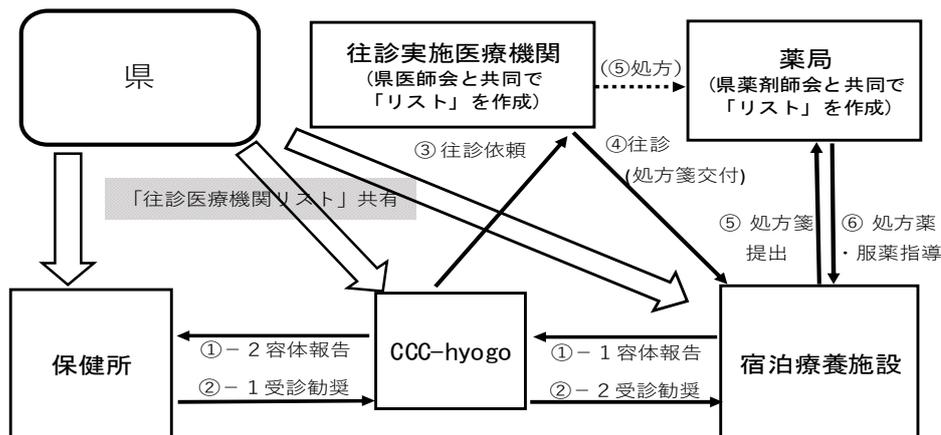
##### ①施設の拡充

- ア 5月11日から神戸市内において新たに1施設（160室）の運用を開始する。
- イ さらに神戸市内に新たに確保した1施設（150室程度）について、5月中旬運用に向けて準備を進めていく。

##### ②医療ケアの充実

医師派遣施設のさらなる拡充を検討するとともに、兵庫県医師会、兵庫県薬剤師会と協議を進め、宿泊療養施設への往診・調剤等を行う体制を構築する。

〔往診・調剤等想定スキーム〕 ※緊急時は宿泊療養施設やCCC-hyogoが直接往診実施医療機関に依頼



## 緊急事態措置延長に伴う対策（概要）

### 1 緊急事態措置の延長期間

5 / 1 2 (水) ～ 5 / 3 1 (月) [3週間]

### 2 飲食店等への要請の継続

現行の要請内容の継続に加え、酒類持ち込み禁止を要請

(現行要請の継続)

- ・酒類及びカラオケ設備の提供の禁止。提供する飲食店等への休業要請
- ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への営業時間短縮を要請（20時まで）

(追加要請)

- ・飲食店等への酒類の持ち込み禁止の要請

### 3 施設の使用制限の緩和

#### (1) 多数利用施設(床面積 1,000 m<sup>2</sup>超)

○県独自に次の対策を実施

- ・土日の休業を要請

(但し、運動施設、博物館・美術館を除く(19時まで)  
[イベント関連施設との均衡])

- ・平日 20 時[国要請]→19 時までの営業時間短縮の働きかけ

○入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を働きかけ

※1,000 m<sup>2</sup>以下の施設に対しても、入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止、20 時までの営業時間短縮を働きかけ

#### (2) イベント関連施設（施設規模は問わない）

- ・現行の無観客開催の要請は行わない。
- ・イベントの開催制限を適用  
「5,000 人かつ収容率 50%以内」  
21 時までの営業時間短縮を要請
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を働きかけ

### 4 イベントの開催制限

- ・人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請
- ・21 時までの営業時間短縮を要請

緊急事態措置の延長について

令和3年5月7日

	現行の緊急事態措置	緊急事態措置の延長
区 域	全 域	全 域
期 間 (緊急事態措置)	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで (17日間)	令和3年5月12日(水)から 令和3年5月31日(月)まで (20日間)
1 外出自粛等	[特措法第45条第1項に基づく] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	[特措法第45条第1項に基づく] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
2 施設の使用制限	飲食店 遊興施設(*1)	【全県】 [特措法第45条第2項に基づく] ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店を含む)への休業要請  ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時)  ○感染対策の徹底
	[特措法施行令第11条・多数利用施設]	[特措法第24条第9項等に基づく] ※働きかけ：法によらない ○多数利用施設への時短要請等(特措法施行令第11条施設)
	④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	・多数利用施設 ※施設については精査中 要請内容 【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策：土日の休業を要請(イベント関連の運動施設、博物館等を除く)、19時までの営業時間短縮を働きかけ ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ  【床面積が1,000㎡以下】 ・同左
	・イベント関連施設(施設規模によらない)	・イベント関連施設 ※施設については精査中 要請内容 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・21時までの営業時間短縮を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ  ※県立社会教育施設は、上記に準じる
県立公園等	・県立都市公園について、屋内施設を閉鎖、屋外運動施設は無観客のみ使用可。一部の施設は駐車場を閉鎖 ・あわじ花さじき等の県立公園は休園	・県立都市公園等について、施設毎の使用制限を遵守の上開園。公園内への持込み飲酒や食事は禁止
大学	・オンライン授業の積極的活用 ・部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない ・教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ	・オンライン授業の積極的活用 ・部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない ・教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ
小・中・高等学校等	【県立学校】 [教育活動] ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 ・食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 [部活動] ・4/29から原則休止 ・但し、高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加は可(大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前から)	【県立学校】 [教育活動] ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 ・食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 [部活動] ・校内のみ活動を実施(平日のうち4日)。宿泊を伴う活動は実施しない(活動時間は2時間以内。土日は原則休止) ・但し、高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加は可(大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前から)
3 イベントの開催制限	[特措法第24条第9項に基づく] ・催物・イベントは、原則として無観客での開催を要請(社会生活の維持に必要なものを除く)	[特措法第24条第9項に基づく] ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保することを要請 ・21時までの営業時間短縮を要請
4 出勤抑制	[特措法第24条第9項に基づく] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進、大型連休中の休暇取得の促進を要請	[特措法第24条第9項に基づく] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進

\*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を含む)  
\*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を除く)

第1波及び第3波の緊急事態措置

		第1波の緊急事態措置	第3波の緊急事態措置
区 域		全 域	全 域
期 間 (緊急事態措置等)		令和2年4月7日(火)から (当初:~5月6日(水)) 令和2年5月21日(木)まで	令和3年1月14日(木)から (当初:~2月7日(日)) 令和3年2月28日(日)まで
① 外出自粛等		・生活維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請 特に東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往來自粛	・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請
② 施設の使用制限	飲食店等 遊興施設(*1)	<p>&lt;飲食店&gt;</p> <p>【4/15~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店、喫茶店等に5時~20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで)を要請</li> </ul> <p>【5/16~5/22】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店、喫茶店等に5時~22時までの営業時間短縮(酒類の提供は21時まで)を要請</li> </ul> <p>&lt;飲食店以外の施設&gt;</p> <p>【4/15~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①~⑧に休業を要請 ※④,⑥:1,000㎡超、③,⑧:100㎡超</li> <li>①劇場等(劇場、観覧場、映画館等)</li> <li>②集会場・展示場(集会場、公会堂、貸会議室等)</li> <li>③商業施設(生活必需物資販売及び生活必需サービス除く)</li> <li>④ホテル又は旅館(ホテル又は旅館の集会の用に供する部分)</li> <li>⑤運動施設、遊技場(体育館、水泳場、ホウリング場、スポーツジム、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、遊園地等)</li> <li>⑥博物館・美術館(博物館、美術館、図書館等)</li> <li>⑦遊興施設(接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ等)</li> <li>⑧学習塾等(自動車教習所、学習塾等)</li> </ul> <p>※4/29~5/6:以下の施設に休業を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行楽を主目的とする宿泊施設</li> <li>・100㎡以下の商業施設、大学、学習塾等</li> </ul>	<p>&lt;飲食店等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店に5時~20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで)を要請</li> </ul>
	[特措法施行令第11条・多数利用施設]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・集会場、公会堂</li> <li>・展示場</li> <li>・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く)</li> <li>・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)</li> <li>・運動施設、遊技場</li> <li>・博物館、美術館</li> <li>・遊興施設(*2)</li> <li>・サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗</li> </ul>	<p>[特措法によらない協力依頼]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで)</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること</li> </ul>
	県立公園等	<p>【4/14~5/31】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設及び運動施設を閉鎖、公園そのものは開園(GW期間中は駐車場を閉鎖、屋外運動施設は5/18以降順次開放)</li> <li>・フラワーセンター等の県立公園は休園</li> <li>・併設レストラン・売店等の営業自粛を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時以降、屋内運動施設を閉鎖</li> </ul>
	大学	<p>【4/7~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策を実施したうえで対面授業を実施</li> </ul>
	小・中・高等学校等	<p>【4/9~5/31】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外活動中止</li> <li>・感染リスクが高いとされている活動の中止</li> <li>・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出自粛を呼びかけ</li> </ul>
③ イベントの開催制限	<p>【4/15~5/20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として中止・延期を要請</li> </ul> <p>【5/21~6/18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内100人以下、かつ定員の半分以上。屋外200人以下、かつ人との距離を十分に確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保することを要請</li> <li>・あわせて、20時までの時間短縮を働きかけ</li> </ul>	
④ 出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務(テレワーク)や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請</li> </ul>	

\*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設  
\*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本 部 長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る  
飲食店等に対する休業要請等について**

兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、飲食店等に対し休業等を要請してきましたが、依然として多数の感染者が発生していることから、下記の通り休業等の要請期間を延長します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 延長期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑨）
  - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
  - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
  - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

**感染対策の徹底**

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

**お問い合わせ先**

## ◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日は開設）

## ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日は開設）

## ◆県ホームページ

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
<b>飲食店等</b> (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
<b>遊興施設</b> (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時)  (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)  〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
場外馬(車・舟)券場 等			
<b>カラオケ店</b> (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
<b>結婚式場</b> ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)  〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底  〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

令和3年5月7日

兵庫県内の酒類を小売販売する事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけ等について

兵庫県は、4月25日から緊急事態措置を実施すべき区域となり、感染リスクが高いとされる飲酒の場面での感染拡大を防止するため、飲食店等に対し、酒類の提供禁止をお願いしています。

こうしたなか、酒類を販売する店舗の店先・路上などで、飲酒が見受けられます。屋外であってもマスクを外しての飲酒は感染リスクが高い行為です。

これ以上の感染拡大を防止するため、酒類を小売販売する事業者におかれましては、下記のとおり、店先・路上等での飲酒禁止に関する顧客への啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 対象地域 兵庫県全域
- 2 対象施設 酒屋、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等酒類を小売販売する店舗
- 3 協力依頼内容
  - ① 店頭・レジ前への「店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスター（下記URL参照）」の掲出
  - ② 店内放送による店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけ

※既に同様のポスター等の掲示や呼びかけを行っていただいている場合は引き続き、取り組みの継続をお願いします。

※「飲酒禁止啓発ポスター」は下記URLから入手できます。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/inshukinshiyobikake.html>

兵庫県 店先飲酒禁止啓発ポスター で検索

#### お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時

掲出例

# お客様各位

---

兵庫県からの要請により

新型コロナウイルス感染防止のため

**店先・路上等での飲酒禁止**

が求められています

ご協力よろしく申し上げます



〇〇〇

□□店

---

## 路上等における飲酒自粛の注意喚起活動の実施について

### 1. 三宮北部地区における外出自粛、路上飲み自粛要請活動

#### (1) 実施内容

5月31日まで、三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、外出自粛に加え、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日（5/7、5/14、5/21、5/28）は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

#### (2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ・ Aコース : 生田新道から山手幹線までの北エリア
- ・ Bコース : 阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

#### (3) 実施体制

① 毎週金曜日 : 7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

② その他の日 : 2人 × 2班

### 2. 県民局・県民センターによる注意喚起活動

#### (1) 実施内容

5月31日まで、県内各地の繁華街等において、外出自粛の街頭啓発等にあわせて、路上飲み等の自粛を呼びかける。

#### (2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の繁華街等で午後6時頃から実施

#### (3) 実施体制

各県民局・県民センター職員数名で随時実施（週1～2回程度）

## 大学・専門学校等における感染防止対策強化

緊急事態宣言下において、感染者に占める若い世代の割合が高いこと等を踏まえ、県内の大学・専門学校等における感染防止対策強化を実施

(以下、現行どおりとし、要件の緩和は行わない)

### 1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、若い世代の感染者が急増している状況を踏まえ、さらなる感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

○キャンパス・校舎内や通学时等のマスク着用の徹底、時差通学の推進

### 2 部活動・サークル活動

○部活動・サークル活動は、実施しない

○ただし、下記※の大会への参加及び当該大会への参加に向けて、大学等が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む。）及び国民体育大会（その予選を含む。）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

### 3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

### 4 学生への呼びかけ

教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける ⇒ **全 大学 35 校、短大 25 校、専門学校 69 校で実施済み**

【若い方・学生向け動画（4月8日～）】 4月26日改定（緊急事態宣言バージョン）

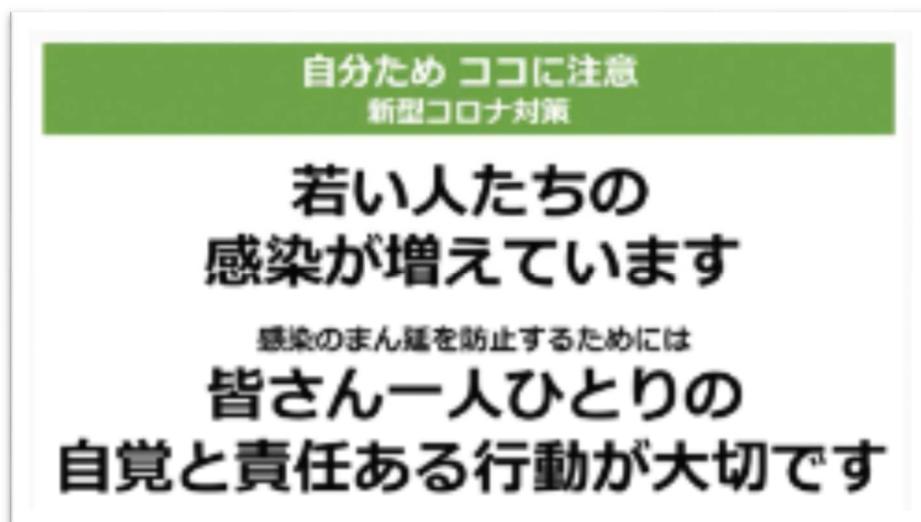
①30秒バージョン 「行動変容なんて簡単じゃない、でもね」

<https://youtu.be/cfKmrjzCxRg>



②1分バージョン 「自分のため ココに注意 新型コロナ対策」

<https://youtu.be/aEfXvchnzdE>



## 緊急事態措置延長に伴う学校及び社会教育施設等の対応

### 公立学校

#### 【県立学校】

#### ①教育活動【5月12日～5月31日】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に実施。
- 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とする。
- 感染防止対策
  - [登下校時・出勤時]
    - （児童生徒、教職員の健康観察・健康管理の徹底：現行通り）
    - ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。
    - ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。
  - [教育活動時]
    - （学校内等における感染防止対策：現行通り）
  - [その他]
    - ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
    - ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
    - ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
    - ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

#### ②部活動【5月12日～5月31日】

- 平日（4日）は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は当該施設含む）のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。  
活動時間は2時間以内とする。
- 土日は、原則休止とする。  
（高体連・中体連等が主催する大会参加、それに伴う練習：現行通り）

#### ③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。  
（期間延長）
  - ・SNS 悩み相談の拡充（5月31日まで）（17:00～21:00 → 16:00～22:00）

## 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

社会教育施設：美術館、人と自然の博物館、考古博物館、加西分館、歴史博物館  
コウノトリの郷公園

体育施設：文化体育館、総合体育館、海洋体育館、奥猪名健康の郷、  
神戸西テニスコート、弓道場、武道館、円山川公苑

### ○感染防止対策

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」の徹底
- ・事前予約などによる来館者の入場制限の徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等

## ■ 兵庫県立都市公園における施設の使用制限（県土整備部関係）

- 閉鎖していた駐車場（明石公園、甲山森林公園、西猪名公園及び舞子公園）について、GW終了以降は、利用者が落ち着く見込みのため、開放する。

公園名	施設名	使用状況及び制限等	
		～5月11日	5月12日～5月31日
舞子公園	舞子海上プロムナード	休業	通常営業（18時閉）
	孫文記念館（移情閣）	通常どおり営業（17時閉館）	同上（17時閉）
	旧木下家住宅	同上	同上
	旧武藤山治邸	同上	同上
明石公園	第1野球場	観客無し的一般利用は可	通常利用可（18時閉、但し5千人以内）
	第2野球場	同上	同上（18時閉、但し収容率50%以内）
	テニスコート	同上	同上（18時閉、但し収容率50%以内）
	陸上競技場	同上	同上（18時閉、但し5千人以内）
	自転車競技場	同上	同上（18時閉、但し収容率50%以内）
	ローンボウリスコート	同上	同上（18時閉）
	会議室	同上	同上（17時閉、但し収容率50%以内）
甲山森林公園	会議室	観客無し的一般利用は可	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	工作室等	同上	同上
播磨中央公園	野外ステージ	観客無し的一般利用は可	通常利用可（17時閉、但し5千人以内）
	野球場	同上	同上（17時閉）
	球技場	同上	同上
	アーチェリー場	同上	同上
	サイクルステーション	通常どおり開放（17時閉館）	同左
西猪名公園	球技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	通常利用可（21時閉）
	テニスコート	同上	同上
淡路島公園	ニジゲンノモリ	休業	営業（21時までの時短、但し5千人以内）
赤穂海浜公園	テニスコート	観客無し的一般利用は可	通常利用可（18時閉）
	塩の国	通常どおり開放（17時閉館）	同左
	オートキャンプ場	営業（全面飲酒禁止+食事20時まで）	同左
一庫公園	会議室	観客無し的一般利用は可	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
有馬富士公園	会議室	観客無し的一般利用は可	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	多目的ホール	同上	同上
淡路佐野運動公園	屋内練習場	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可	通常利用可（19時までの時短）
	トレーニング室	営業（20時までの時短）	同上
	第1野球場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	同上（21時閉、但し収容率50%以内）
	第2野球場	観客無し的一般利用は可	同上（17時閉、但し収容率50%以内）
	サッカー場	同上	同上
	多目的グラウンド	同上	同上
三木総合防災公園	屋内テニスコート	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可	通常利用可（19時までの時短、但し収容率50%以内）
	野球場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	同上（21時閉）
	第1・2球技場	観客無し的一般利用は可	同上（17時閉）
	第3球技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	同上（21時閉）
	屋外テニスコート	観客無し的一般利用は可	同上（18時閉）
	陸上競技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	同上（21時閉、但し5千人以内）
	第2陸上競技場	観客無し的一般利用は可	同上（17時閉）
	グラウンドゴルフ場	同上	同上
尼崎の森中央緑地	屋内プール	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可	通常利用可（19時までの時短、但し収容率50%以内）
	フィットネス	営業（20時までの時短）	営業（19時までの時短）
	フットサルコート	観客無し的一般利用は可+20時までの時短	通常利用可（21時までの時短）
	グラウンドゴルフ場	観客無し的一般利用は可	同上（17時閉）
丹波並木道中央公園	会議室	同上	同上（17時閉、但し収容率50%以内）
	会議室	観客無し的一般利用は可	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）

## 緊急事態宣言下における県立公園等での対応（農政環境部関係）

### 1 対応の内容

○下記の県立公園等については、感染防止対策を実施した上で開園するが、公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。

県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、兵庫楽農生活センター、県立六甲山ビジターセンター

○併設のレストランについては、運営事業者に感染防止対策の徹底を要請し、酒類提供は禁止する。

### 2 開園状況

区分	施設名	緊急事態措置		
		現行	5月12日以降	閉園時間
社会 教育 施設	県立公園あわじ花さじき	閉鎖	開園（屋内施設も開放）	17時
	県立フラワーセンター	同上	同上	同上
	兵庫楽農生活センター	同上	同上	同上
	県立六甲山ビジターセンター	同上	同上	平日 15時 土日祝 16時
公 園 等	県立但馬牧場公園	開園（屋内施設は閉鎖）	同上	17時
	県立三木山森林公園	同上	同上	21時 レストラン 20時
	各県立ふるさとの森公園	同上	同上	18時

## 緊急事態宣言下における県管理の河川、ダム、海岸、港湾等の親水施設での対応

○県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、緊急事態宣言延長後、閉鎖していた駐車場は開放する。なお、引き続き、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請は継続する。

### 1 対応の内容

- (1) 駐車場を開放【55 施設】
- (2) 注意喚起看板を設置(①飲食自粛、②飲酒禁止、③身体的距離の確保)【90 施設】(実施済)
- (3) 占使用許可を受けて公園等を設置する市町等に対して同等の措置を協力要請(実施済)

### 2 対応状況

県民局・センター	主 な 施 設(市町の占用施設を含む)
神戸	住吉川、都賀川、生田川など
阪神南	武庫川、夙川、芦屋川、御前浜・香櫨園浜、甲子園浜海浜公園など
阪神北	武庫川、逆瀬川砂防モニュメント、青野ダム周辺公園など
東播磨	曇川、水田川、江井ヶ島緑地、高砂海浜公園など
北播磨	東条川、手前川、三谷谷川、轟谷川など
中播磨	越知川、なぎさ公園、福泊マリンベルトなど
西播磨	千種川、鞍居川、坂越ふるさと海岸など
但馬	与布土ダム、気比海岸、浜坂県民サンビーチなど
丹波	川代公園、氷上さくら公園など
淡路	諭鶴羽ダム、淡路交流の翼港、多賀海岸、慶野松原海岸、など

## 緊急事態宣言に伴う公共交通事業者の対応状況 (5/7 時点)

公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

- 交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における終電の繰上げ等の協力を依頼する。
- 播但連絡道路について、緊急事態措置の実施期間における土日の休日割引は適用せず、基本料金を徴収する。

### 1. 経緯

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針」に基づき、まん延防止のため公共交通事業者に対し、人流抑制への協力を依頼した。

### 2. 依頼内容

緊急事態措置の実施期間における終電繰上げ等

### 3. 参考(事業者の対応状況)

#### (1) 鉄道

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
JR西日本	5/1～	—	・新快速を10本減便 (三宮発9時～16時)
阪急電鉄	4/29～	・約10分繰上げ(三宮以西)	・普通を2本減便(23、24時台)
阪神電気鉄道	4/29～	—	・急行を12本減便(11時～15時) ・普通を2本行先変更(23、24時台)
神戸電鉄	4/29～	・行先変更 (一部区間約20～30分繰上げ)	・準急を1本、普通を2本行先変更 (23、24時台)
山陽電気鉄道	4/29～	・約10～20分繰上げ	・特急を3本行先変更 ・普通を3本減便、5本行先変更 (23、24時台)
神戸市交通局 (地下鉄)	4/29～	[西神山手線] ・約30分繰上げ [海岸線] —	[西神山手線] ・22時以降のダイヤを2割程度減便 [海岸線] —
神戸新交通	4/29～	[ポートライナー] ・約20～30分繰上げ(神戸空港発除く) [六甲ライナー] ・約20～30分繰上げ	[ポートライナー] ・5本減便(23、24時台) [六甲ライナー] ・4本減便(23、24時台)
能勢電鉄	5/1～	—	・8時～23時の間、山下～妙見口駅 及び山下～日生中央間の折り返し 列車を休止

※1 JR西日本、阪急電鉄、阪神電車、神戸電鉄は、3月のダイヤ改正で終電繰上げを実施(概ね10分～30分)

※2 神戸市営地下鉄(海岸線)は、1月のダイヤ改正で土休日の減便を実施(2割程度)

#### (2) バス

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
神戸市交通局 (バス)	4/29～	—	・主要系統の6系統を2割程度減便 ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下 への急行便を運休(平日含む)
神姫バス	5/1～	・22時30分以降の便を運休	・22時30分以降の便を運休 ・2割程度減便
神姫ゾーンバス	5/1～	・22時30分以降の便を運休	—
山陽バス	5/1～	・垂水区内～三宮線の21時以降を減便	・垂水区内～三宮線の22時30分以降 発を減便

※ その他、施設の休業に伴う減便あり

**最新情報については、各交通事業者のホームページをご確認ください**

## 緊急事態措置に伴う啓発活動の実施状況

	取 組 内 容	
神戸県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三宮等での職員による街頭啓発 (4/5. 22. 25. 28) 阪急神戸三宮駅北交差点 (生田新道交差点)・東門街南入口付近・JR元町駅東口南側、JR三ノ宮駅西口南側交差点等において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食をしない」など、感染防止の徹底を呼びかけ</li> <li>○デジタルサイネージによる啓発 (4/5～) 新長田合同庁舎のデジタルサイネージを用いて、知事メッセージ画像を放映</li> <li>○JR新長田駅前での啓発ポスター掲示 (4/6～)</li> <li>○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示 (4/6～)</li> <li>○新長田商店街代表の会合の場で重点措置について説明 (4/2夜)</li> <li>○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信 (随時)</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 飲食店利用者に向けた場所・時間 (繁華街で16:30から1時間程度)で実施</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護学生3人による新型コロナウイルスの感染防止についてのフリートーク動画をSNSで配信 (4/23～)</li> <li>○看護学生による高校生への新型コロナウイルス感染防止出前講座の実施 (4/26. 27. 28) 及び県民センターホームページへのアップ</li> <li>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信 (随時) 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</li> </ul>
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民センターホームページ (センター長メッセージ) での感染防止対策の要請</li> <li>○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底の呼びかけ</li> <li>○都賀川における飲食・飲酒等自粛啓発活動 (5/2)</li> </ul>
阪神南県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発 (4/5・9・16) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ</li> <li>○コミュニティFMでの注意呼びかけ (4/9・16・20・23・30) 内容：FM尼崎 (尼崎市エリア)、さくらFM (西宮・芦屋エリア) で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○県民センター職員による街頭啓発 (4/22・28) 内容：阪神尼崎駅、JR尼崎駅、阪急西宮北口駅において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ</li> <li>○尼崎市と合同での職員による街頭啓発 (4/25・30・5/3) 内容：阪神尼崎駅において不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスクを配布</li> <li>○庁舎屋外掲示版による啓発 (4/28～) 内容：緊急事態宣言発出中である旨を掲出</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尼崎市、県警と合同での職員による飲食店への啓発 (4/5・9・16) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅周辺の繁華街の飲食店に時短営業、感染防止対策の徹底の呼びかけ</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学生向けメールマガジンへのメッセージ掲載 内容：NPO法人発行の大学生・若年層向けメールマガジンへ不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等のメッセージを配信</li> </ul>
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内新聞社支局への訪問周知 内容：感染防止対策の徹底等の報道を依頼</li> <li>○県民センターホームページ (センター長メッセージ) での感染防止対策の要請</li> </ul>

<b>阪神北 県民局</b>	①全般的な啓発	<p>○職員による街頭啓発（4/22・25・28） JR・阪急宝塚駅、阪急川西能勢口駅、阪急伊丹駅の駅前において、職員による「不要不急の外出・移動の自粛」「大人数、長時間の飲食の自粛」など、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○県民局情報番組での注意呼びかけ(4/6・8, 5/4・6) 内容：コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長等から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○管内商工業事業者会議で感染防止対策の呼びかけ(4/22)</p> <p>○庁内放送及び知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施）</p> <p>○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p>
	②飲食店への啓発	○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼(4/6, 4/16)
	③若者への啓発	<p>○若者向け感染防止啓発動画の作成 内容：若者向けの感染防止を啓発する動画を作成しYouTubeで配信(4/28～)するとともに、地元ケーブルテレビで放送(4/29)、若者の地域活動団体間に配信</p> <p>○管内の中間支援NPO（宝塚・川西・三田）に会員ほか関係ある若者への周知を依頼(4/6)</p> <p>○管内の若者の地域活動団体（伊丹・川西・三田）に関係ある若者への周知を依頼(4/6)</p> <p>○管内の商工会議所・商工会青年部に会員への周知を依頼(4/6)</p> <p>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信(4/8) 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</p>
	④その他	○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼(4/8～)
<b>東播磨 県民局</b>	①全般的な啓発	<p>○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示）</p> <p>○県民局ホームページトップ画像での注意喚起</p> <p>○JR加古川駅でのポスター掲示</p> <p>○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組）</p> <p>○総合庁舎等での懸垂幕の掲示</p> <p>○職員による街頭啓発 JR明石駅(4/22)、加古川駅(4/28)において「不要不急の外出の自粛」「大人数、長時間の飲食は自粛」等、まん延防止対策の徹底を呼びかけ</p>
	②飲食店への啓発	<p>○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼）</p> <p>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所））</p>
	③若者への啓発	<p>○兵庫大学でのポスター掲示</p> <p>○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）</p>
	④その他	○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）

北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（4/6～（週1回））</li> <li>○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～）</li> <li>○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示の実施（継続実施）</li> <li>○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施）</li> <li>○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）</li> <li>○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施）</li> <li>○庁舎（社総合庁舎、三木庁舎）における屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発</li> <li>○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（4/26～毎日）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記の全般的な啓発を通じて実施</li> <li>○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼（4/9～）</li> </ul>
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン会議での啓発動画の配信（随時）</li> <li>○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発（4/6～）</li> </ul>
中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（毎日1回）</li> <li>○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出</li> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> <li>○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ（4/21）</li> <li>○JR姫路駅前北側での職員による街頭啓発（4/25、4/28） JR姫路駅前北側にぎわい交流広場において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止の徹底を呼びかけ</li> <li>○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出依頼（4/27）</li> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> </ul>
	④その他	—

西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～）</li> <li>○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施）</li> <li>○庁内放送による職員、来庁者等への呼びかけ（継続実施）</li> <li>○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～）</li> <li>○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～）</li> <li>○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～）</li> <li>○公用車による自動車啓発（継続実施）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策徹底の要請（随時）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内県立高校訪問による感染拡大防止対策徹底の依頼（4/6～4/9）</li> </ul>
	④その他	—
但馬県民局	① 全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車による自動車啓発（4/26～土日含む毎日）</li> <li>○但馬県民局管内の道路情報板での呼びかけ（継続実施）</li> <li>○地域コミュニティFM（FMジャングル）での呼びかけ（継続実施）</li> <li>○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送（継続実施）</li> <li>○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）</li> <li>○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</li> <li>○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）（再掲）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内の大学にポスター掲示及び学生への知事メッセージの配付を依頼（継続実施）</li> </ul>
	④その他	—

<b>丹波県民局</b>	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎内における啓発 内容：柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映</li> <li>○ＪＲ駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出</li> <li>○県民局ホームページ（局長メッセージ）等による啓発 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○各市へ啓発依頼・実施 内容：防災行政無線(全戸配布)、有線、メールによる周知</li> <li>○自動車啓発 内容：管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージ配布</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント、会合等での知事メッセージ配布（再掲） 内容：商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付</li> <li>○ホームページ等による啓発（再掲） 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</li> </ul>
	④その他	—
<b>淡路県民局</b>	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけと各コールセンター連絡先の周知（4/14、4/28）</li> <li>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</li> <li>○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施）</li> <li>○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施）</li> <li>○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施）</li> <li>○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起(4/15～)</li> <li>○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○淡路島内の商工会議所及び商工会を通じて、飲食店等にあらかじめ業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、各種支援制度を周知(4/6、4/14)</li> <li>○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○淡路島内の大学に対し、知事メッセージの周知を依頼(随時)</li> <li>○教育事務所・教育委員会を通じて、淡路県民局管内の小・中学校に感染防止対策の徹底を依頼(4/22)</li> </ul>
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○淡路島内3市に、住民への感染防止対策徹底の周知を依頼(4/16)</li> <li>○淡路県民局長・島内3市長の連名により「淡路島緊急事態宣言」を発出し、HPや各種広報媒体を活用して住民へ感染防止対策の徹底を要請(4/28)</li> <li>○淡路島内の医師会・薬剤師会等を通じて、医療従事者の方に感染防止対策の徹底を依頼(4/20)</li> </ul>

感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 明石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ</li> <li>○コミュニティFMやケーブルテレビの市提供番組での啓発放送</li> <li>○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信</li> <li>○Yahoo 防災アプリでの広報</li> <li>○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示</li> <li>○市本庁舎庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ</li> <li>○市町広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施</li> <li>○警らパトロール中の警察車両による広報</li> <li>○防災スピーカーによる啓発放送</li> <li>○公園や路上見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ</li> <li>○ドローンによる呼びかけ</li> <li>○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ(市内一円)</li> <li>○医療従事者・大学生が出演した感染防止啓発動画を配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り</li> <li>○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して午後8時までの営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ</li> <li>○飲食店を訪問し、営業時間短縮を呼びかけるとともに、時短協力等の状況を確認</li> <li>○ひょうご防災ネットにより時短要請協力金について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ</li> <li>○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼</li> <li>○市長・町長会見による呼びかけやメッセージの発信</li> <li>○市町公共施設の時短営業実施</li> </ul>
県民局・ 県民センター  ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員等による街頭啓発</li> <li>○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示</li> <li>○コミュニティFM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット等による呼びかけ</li> <li>○道路情報板での周知情報の表示</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布</li> <li>○庁舎等への懸垂幕の掲示</li> <li>○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ</li> <li>○駅での不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスク配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市、県警と合同で繁華街の飲食店に呼びかけ</li> <li>○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼</li> <li>○商工会議所等を通じたガイドライン等に基づく対策の依頼や支援制度の周知</li> <li>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示</li> <li>○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNS やインターネットによる若者向けメッセージの配信</li> <li>○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼</li> <li>○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発</li> <li>○県立学校での啓発</li> <li>○商工会青年部等を通じた会員への啓発</li> <li>○看護学生による動画配信や出前講座の実施</li> <li>○小中学校に感染防止対策の徹底を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞社支局を訪問し、対策徹底等の報道を依頼</li> <li>○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼</li> <li>○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発</li> <li>○高齢者大学でのポスター掲示による啓発</li> <li>○医師会・薬剤師会等を通じた医療従事者への啓発</li> <li>○管内市長連名による独自の緊急事態宣言発出</li> </ul>

	①一般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県ホームページ・SNS・Youtube 等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発</li> <li>○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発</li> <li>○FM・AM ラジオでの啓発</li> <li>○広報車による呼びかけ</li> <li>○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映</li> <li>○イオン・コープこうべの店舗で館内放送</li> <li>○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布</li> <li>○県民だよりひょうご臨時号の発行による啓発</li> <li>○三宮北部地域における外出自粛要請</li> <li>○夕刻に、県職員(客引き行為等防止指導員等)、生田署員及び県警生活安全企画課員により三宮北部地域で巡回啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染拡大防止への取組確認のため、飲食店等の見回りを実施し、あわせて感染対策や補助金等のチラシを配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ミント神戸の「ミントビジョン」で啓発動画を放映</li> <li>○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、オンライン授業の積極的活用、部活動・サークル活動の自粛、知事メッセージ・学生向け動画の配付・送信などを要請</li> <li>○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画配信等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤマト運輸(株)と連携した新型コロナ感染防止啓発(県内セルフライバー等ワッペン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付)</li> </ul>